

令和 8 年 3 月 13 日

独立行政法人酒類総合研究所

台湾へ輸出する 5 県産酒類の放射能受託分析のお知らせ

日頃より、「台湾へ輸出する酒類の受託分析」をご利用いただき誠にありがとうございます。

台湾はこれまで、日本から輸出される 5 県産酒類（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の全ロットを対象に放射能分析を実施しておりましたが、台湾当局より、令和 7 年 12 月 11 日以降は 5 % 程度の割合でのロット抽出検査に変更するとともに、酒類総合研究所が発行した放射能分析書があれば、当該検査の抽出対象にならず、台湾での放射能分析が免除されるとの発表がありました。

これを受け当研究所では、「台湾へ輸出する酒類の受託分析」の分析項目（メタノール、鉛、二酸化硫黄）のほか、5 県産酒類に対して放射能の受託分析を行います。

令和 8 年 3 月 31 日までに放射能の受託分析をご希望される方は、「メタノール、鉛、二酸化硫黄」の受託分析申込と異なる依頼方法となりますので、当研究所ホームページ上の「酒類等に関する放射性物質の受託分析について」をご確認の上、ご依頼をお願いいたします。

令和 8 年 4 月 1 日以降は、「メタノール、鉛、二酸化硫黄」の受託分析申込と同じ依頼方法となりますので、当研究所ホームページ上の「台湾へ輸出する酒類の受託分析について」からご依頼をお願いいたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいります所存ですので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

台湾の放射能検査変更の概要

	令和7年12月10日まで	令和7年12月11日以降
対象県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県	変更なし
検査対象の抽出方法	全ロット検査	5%程度のロット抽出検査
免除方法	なし	独立行政法人酒類総合研究所が発行した放射能分析書の添付*1

※1：令和8年3月13日現在で、独立行政法人酒類総合研究所のみが台湾当局に認められています。

当研究所の放射能分析

【注意】5県産以外の酒類についても放射能分析を受託いたしますが、台湾当局は放射能分析の対象としていないことをご理解の上、ご依頼ください。

分析方法	ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリー	
分析核種	Iodine-131(¹³¹ I)・Caesium-134(¹³⁴ Cs)・Caesium-137(¹³⁷ Cs)	
分析試料量*2	1点当たり2リットル以上*3	
分析料金*2	1点当たり25,300円(税込)	
依頼方法	令和8年 3月31日まで	以下、リンク先「酒類等に関する放射性物質の受託分析について」を確認 https://www.nrib.go.jp/bun/sh_bun/sh_bun_info.html
	令和8年 4月1日以降	以下、リンク先「台湾へ輸出する酒類の受託分析について」から依頼 https://www.nrib.go.jp/bun/ty_bun/ty_bun_info.html

※2：従来の分析項目（メタノール・鉛・二酸化硫黄）の分析をご依頼される場合は、別途**分析試料及び分析料金が必要となります**ので以下、リンク先「台湾へ輸出する酒類の受託分析について-分析書発行までの流れ-」をご確認ください。
https://www.nrib.go.jp/bun/ty_bun/ty_bun_steps.html

※3：分析試料量は、「720mLの商品の場合、3本」のように同一容量の商品で合計2リットル以上が必要です。

お問合せ先
独立行政法人酒類総合研究所 広報・産業技術支援部門 TEL：082-420-0800（総合案内後「04」） FAX：082-420-8045